

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公開番号】特開2004-127737(P2004-127737A)

【公開日】平成16年4月22日(2004.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-016

【出願番号】特願2002-290740(P2002-290740)

【国際特許分類第7版】

H 01 B 13/00

C 01 B 31/02

H 01 B 1/24

H 01 G 9/058

H 01 M 4/96

【F I】

H 01 B 13/00 Z

C 01 B 31/02 101 F

H 01 B 1/24 Z

H 01 M 4/96 B

H 01 G 9/00 301 A

H 01 G 9/00 301 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月16日(2005.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板上の触媒粒子を核として成長させたカーボンナノチューブを、導電層を有する基材の導電層に転写することを特徴とする、カーボンナノチューブを用いた導電性材料の製造方法。

【請求項2】

導電層が導電性接着剤層であることを特徴とする、請求項1記載の導電性材料の製造方法。

【請求項3】

カーボンナノチューブを、導電層を有する基材の導電層に、その表面に対し実質上垂直方向に転写することを特徴とする、請求項1または2に記載の導電性材料の製造方法。

【請求項4】

連続して行うことの特徴とする、請求項1～3のいずれかに記載の導電性材料の製造方法。

【請求項5】

請求項1～4のいずれかに記載の方法により得られることを特徴とする、カーボンナノチューブ導電性材料。

【請求項6】

電極であることを特徴とする、請求項5記載の導電性材料。